

核の共有、敵基地攻撃力保有許すな

憲法9条をいかした対話と外交努力こそ

※この紙では送れません。厚紙に貼って投かんして下さい。

ウクライナへの侵略は国際法、国連憲章違反です。何の罪もない子どもや市民の命を奪う軍事攻撃は直ちに中止し、ロシア軍の撤退を求めます。

Вторжение России в Украину является нарушением международного права и Устава ООН.

Мы призываем к скорейшему прекращению российских военных нападений, которые уносят жизни ни в чем не повинных детей и гражданских лиц, и выводу российских войск.

ひとこと

() 都道府県・団体名

氏名

「軍事対軍事」でなく 外交努力で解決を

ロシアのウクライナ侵略を利用して、自民党や維新の会などは「国連は無効だ」「憲法9条は役に立たない」と、日本の軍事力強化と敵基地攻撃力保有を主張しています。憲法9条は、第1項で「戦争」と「武力の行使」「武力による威嚇」の永久放棄を、第2項で「陸海空軍その他の戦力」の不保持、国の交戦権否認をうたっています。国連憲章も、強いものが勝つという「力の論理」を否定して、紛争を平和的に解決することを世界に義務付けています。9条



を力にした対話と外交努力こそが戦争を起こさせない唯一の道です。

核兵器禁止条約批准し、日本が核廃絶の先頭に

プーチン大統領の「核兵器の先制使用」の威嚇に対して、自民党や維新の会などは核兵器を日米で共有すると言いました。維新の会は「昭和の価値観」だと「非核三原則」を攻撃し「核共有」を政府に提言しましたが、「非核三原則」は衆参本会議の決議による国是です。

核兵器を使用させない唯一の方法は完全に廃絶する

ことです。国連で採択された核兵器禁止条約が2021年1月に発効しました。唯一の戦争被爆国の日本として、禁止条約を批准し、核兵器廃絶の先頭に立つことが求められます。



全労連憲法・平和ページ

**全労連**
全国労働組合総連合

〒113-8462
東京都文京区湯島2-4-4全労連会館4F
TEL(03)5842-5611 FAX(03)5842-5620
<http://www.zenroren.gr.jp/>